

第3弾!!!南さつま市事業継続支援給付金（商工業者、漁業者対象）

【申請締め切り】令和4年1月31日(月) → **2月28日(月)までに延長決定!**

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業収入が減少した事業者の南さつま市における事業継続を支援するために給付金を交付するものです。

◎給付金額 一律10万円

◎対象者 以下の項目を満たす者

- ①令和2年4月1日以前に事業を開始している者
- ②令和3年2月1日から令和3年9月30日までの8ヶ月間の期間に、前年または前々年同月比の売上や水揚げが20%以上減少している月がある者
- ③市内に事業所を有する者（法人の場合は、本店または事業所を有すること）
- ④今後も事業継続の意思がある者
- ⑤市税を滞納していない者
- ⑥次のいずれかに該当すること

中小法人等、個人事業主、商工団体会員など（幅広い業種が対象）
市内漁業協同組合正組合員であり経営主である者

【1月31日までの申請先】

南さつま商工会議所 0993-53-2244

【2月1日から2月28日までの申請先】

南さつま市商工水産課商工振興係 0993-76-1509

確定申告はお早めに!

令和3年分の所得税・消費税（個人事業所）の確定申告の時期になりました。
 所得税の申告・納税は3月15日（火）まで、個人事業所の消費税・地方消費税の申告・納税は3月31日（木）までです。
 決算書や申告書の書き方、記帳などでお分かりにならないことがありましたら、商工会議所にお気軽にお尋ねください。



中小企業経営者のみなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 **経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 **掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 **受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

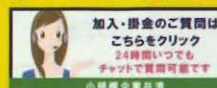
- 1 **掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 **貸付条件は無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 **掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に**
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00～17:00

チャットボット

なら
24時間・365日
お問い合わせに
お答えします

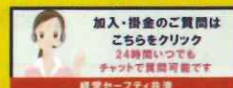
加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。



小規模共済



検索



経営セーフティ共済

検索

Be a Great Small.
中小機構

小規模事業者の経営改善に専門家が改善提案を行う「エキスパートバンク」のご利用を!

講習会情報



【講師の 水 下 智 則 氏】

10月29日(金)午後2時より当所3階会議室にて、『インボイス制度の導入に備える経営の再確認』というテーマで講習会を開催しました。

水 下 智 則 氏 (ネクストマーケティング (株) 代表取締役) を講師に、2023年10月1日から施行されるインボイス制度の導入に備えて、①制度の内容②消費税額の価格転嫁③価格戦略の見直しについての理解を深めることを目的としたセミナーとなりました。

インボイス制度は、消費税が導入されて以来の大改正で、消費税10%への引き上げに伴い導入されることになり、『インボイス』とは、「適用税率」と「税額」の記載を義務付けた請求書です。『インボイス制度』は、掲載義務を満たした請求書(適格請求書)によって消費税を正しく計算して納付しましょう、という制度で「2023年10月1日」から開始されます。

適格請求書を発行できない事業者からの「仕入」は、税額控除が受けられないこととなります。適格請求書を発行できるのは「課税事業者」のみです。適格請求書には「登録番号」、「適用税率」、「税額」の記載が必要になります。

インボイス制度に向けてやらなければならないことは次の5つです。

- ①登録申請 ②請求書の見直し ③会計ソフトの確認 ④保管ルール決定 ⑤価格の見直し 等を説明されました。

また、消費税納税に備えての資金繰りの観点から価格設定について、事例やワークを交えながら説明されました。

受講者からは、インボイス制度についての説明がわかりやすく理解できた、価格設定も大変参考になった、というご意見をいただきました。



メール配信サービス開始に向けたアドレスの登録について

これまで当所は様々なお知らせ事など、郵送もしくはFAX等を活用しておりましたが、国・県からの給付金・支援金のご案内等もっと迅速に情報提供できるよう、メール配信を行うことにいたしました。

登録方法：「件名」に『アドレス登録』と入力後、「本文」に『事業所名』を入力の上 info@minamisatsuma-cci.or.jp にメールをお送りください。

- 注意事項：① 携帯電話のメールアドレスを登録される場合、「PCからのメールを受信可能」な状態にしてください。
- ② 「ご案内等がメールだけになり、郵送等を廃止する」事はございませんので、ご安心ください。



▽金利情報▽ 主な融資制度の金利のご案内

令和3年12月28日現在

日本政策金融公庫		鹿児島県融資制度		南さつま市中小企業小口資金融資制度			
普通貸付 (資金使途、返済期間、担保・保証人の有無により金利変動)	0.3% ～ 2.85%	中小企業 振興資金	1年以内	1.8%	小口 資金	1年以内	1.8%
小規模等経営改善資金 [通称：マル経資金] (無担保・無保証人)	1.21%		1年超3年以内	2.0%		1年超3年以内	2.0%
			3年超5年以内	2.1%		3年超5年以内	2.1%
			5年超7年以内	2.3%		5年超7年以内	2.3%
国の教育ローン	1.65%	7年超10年以内	2.4%	南さつま市より保証料の補助制度が利用できます。			
		10年超	または変動金利 変動金利				

※日本政策金融公庫・県制度資金については「南さつま市利子補給補助金制度」をご利用いただけます。詳しくは、商工会議所(電話：(0993) 53-2244)にご確認ください。

新たな取り組みをお考えの方、「中小企業の経営革新」のご利用を!